

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月17日

山口県知事 殿

提出者

住 所 山口県周南市開成町4560番地

氏 名 東ソー株式会社 南陽事業所

取締役 常務執行役員

事業所長 吉水 昭広

電話番号 0834-63-9820

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東ソー株式会社 南陽事業所
事業場の所在地	山口県周南市開成町4560番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	無機化学工業製品製造業(1621、1629) 有機化学工業製品製造業(1632、1635、1636、1639)、窯業(2121)
②事業の規模	4,024億円
③従業員数	2,015人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-2 廃棄物処理工程図のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) ・別紙 3 管理体制図のとおり	
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
① 現状	【前年度（2023年度）実績】
	特別管理産業廃棄物の種類
	排出量
	(これまでに実施した取組) ・製造プロセス改善による廃棄物排出抑制
②計画	【目標】
	特別管理産業廃棄物の種類
	排出量
	(今後実施する予定の取組) ・製造プロセス改善による廃棄物排出抑制の技術検討継続
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・製造施設から発生した廃棄物は処理方法に応じ、タンク等に種類毎に分別保管する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後とも廃棄物の種類毎の分別保管に努める。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙2-2のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) ・場内の各処理施設の特長を生かした効率の良い再生利用推進		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙2-2のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) ・場内の各処理施設の特長を生かした効率の良い再生利用継続 ・新たに廃棄物が発生する場合についても、場内の各処理施設での横断的な再生利用を検討する。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（—年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組) —			

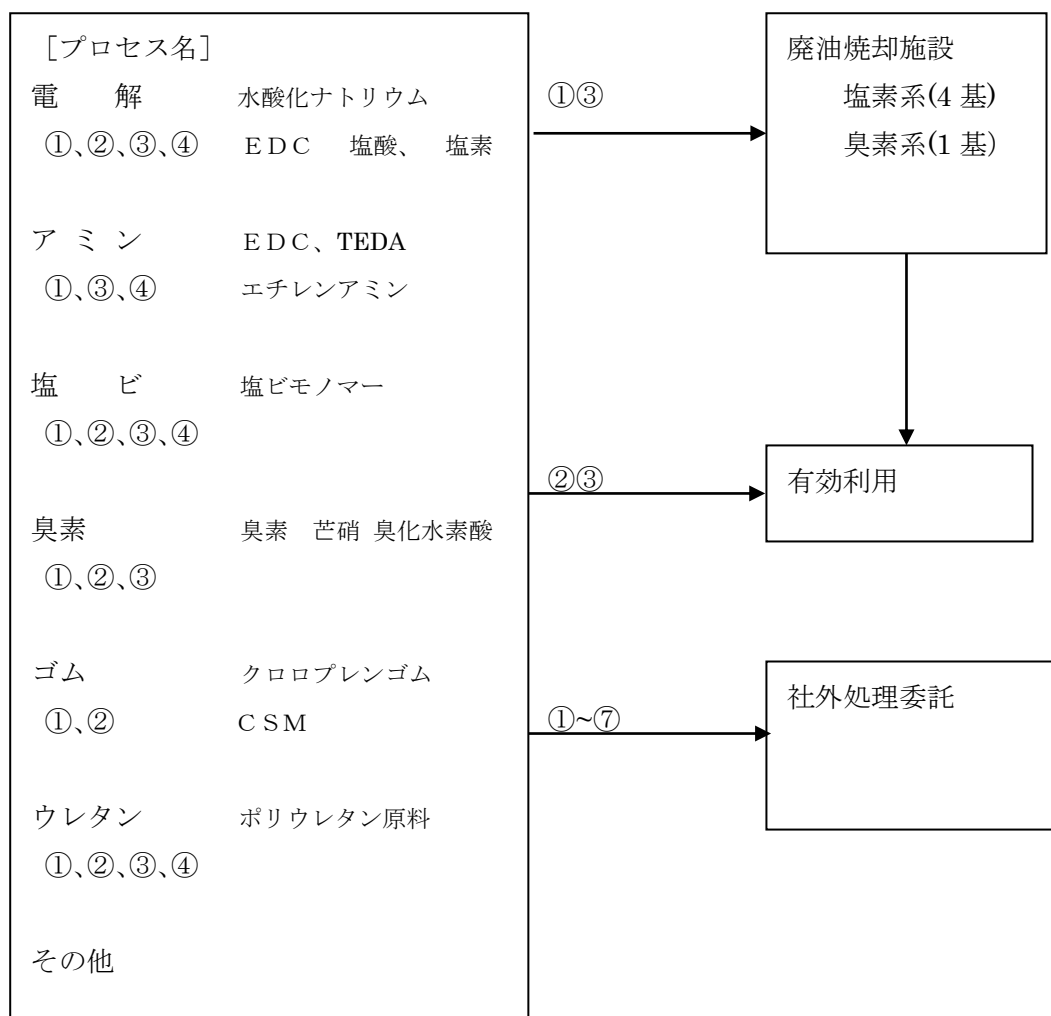
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ ー 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	ー t	t
	(これまでに実施した取組) ー		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	ー t	t
	(今後実施する予定の取組) ー		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託先処理業者への定期的な現地確認の実施 ・可能な限り優良認定処理業者への委託に努めている。		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先処理業者への定期的な現地確認の継続実施 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収ができる業者へ委託する。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	91,193 t
	(今後実施する予定の取組)	
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての産業廃棄物処理委託について、電子マニフェストを運用中であり継続する。 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

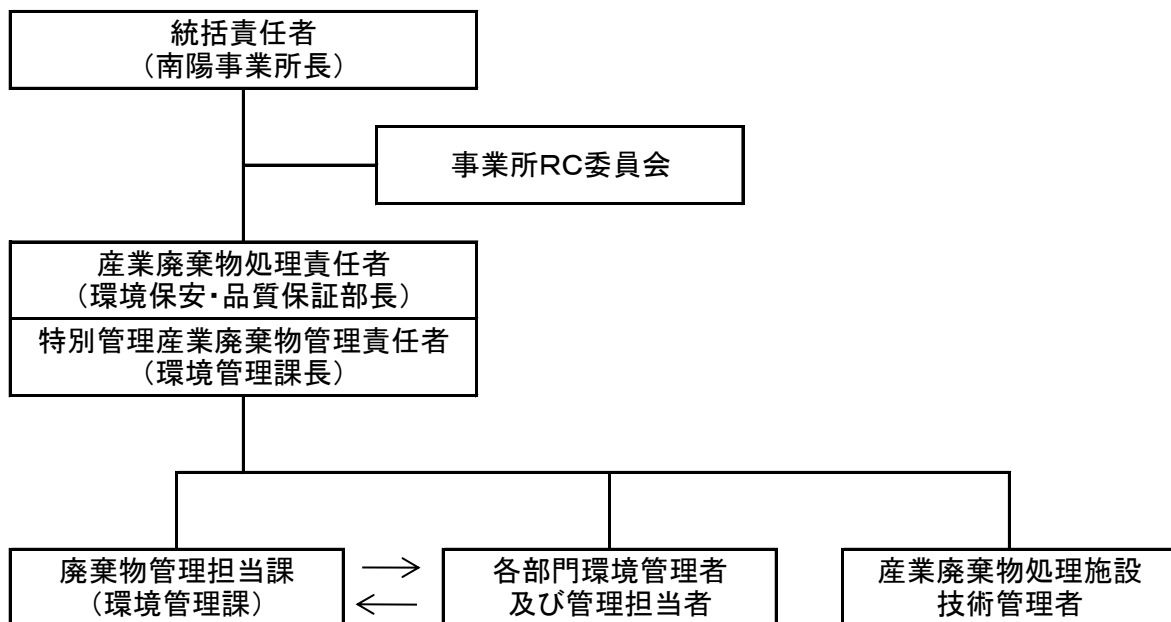
廃棄物処理工程図（特別管理産業廃棄物）



※ 廃棄物の種類

- ①廃油 ②廃酸 ③廃アルカリ ④汚泥 ⑤感染性廃棄物 ⑥廃石綿類 ⑦PCB 廃棄物

(管理体制図)



役割

統括責任者

- ・ 廃棄物関係を含めた環境方針の承認
- ・ 廃棄物処理に関する事項の承認

事業所RC委員会: 事業所内環境マネジメント活動の計画審議監査機関
(廃棄物関係)

- ・ 事業所内での廃棄物処理方針について管理運営上必要な事項の検討、決定

産業廃棄物処理責任者

- ・ 廃棄物処理方針の策定
- ・ 事業所内規定の策定等
- ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

特別管理産業廃棄物管理責任者

- ・ 特別管理産業廃棄物の管理、監督

廃棄物管理担当課

- ・ 廃棄物処理計画の作成、廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定、処理委託契約管理
- ・ マニフェスト発行状況の管理
- ・ 監督官庁への各種報告
- ・ 従業員への教育及び啓発、関連会社へのアドバイス
- ・ その他廃棄物に関する事項への対応

各部門環境管理者及び管理担当者

- ・ 廃棄物の分別、保管の責任、資源化・減量化の推進
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保管管理
- ・ その他、部門内の廃棄物管理

産業廃棄物処理施設技術管理者

- ・ 産業廃棄物処理施設の管理、維持管理状況の把握

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(2024年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名称	東ソー株式会社 南陽事業所	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	化学工業
------------	---------------	----------	-----	-------	------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油	39,055	40,800	37,804	39,500							1,251	1,300	1,251	1,300					1,251	1,300
	廃酸	38,576	40,500	38,439	40,450							137	50	137	50	0.0	1				
	廃アルカリ	12,525	15,000	12,263	14,800							262	200	262	200						
	感染性産業廃棄物	1	1									1	1	1	1						
	PCB	23	40									23	40	23						23	40
	PCB汚染物	204	180									204	180	204						204	40
	PCB処理物	0										0									
	廃石綿等	0.0										0.0								1	
	有害産業廃棄物	1,036	700									1,036	700	1,037	600	0.0	1			105	110
	計 (B)	91,420	97,221	88,506	94,750	0	0	0	0	0	0	2,914	2,471	2,915	2,151	0	3	0	0	1,583	1,490